3　被災者等が、被災建物若しくはその敷地である土地又は被災代替建物若しくはその敷地である土地の登記簿の附属書類のうち土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面又は各階平面図（以下この項において「土地所在図等」という。）の全部又は一部の写し（土地所在図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面。以下この項において同じ。）につき、この政令の施行の日の翌日から平成三十三年三月三十一日までの間に、法務省令で定めるところにより交付の請求（登記手数料令第三条第三項の請求を除く。以下この項において同じ。）をする場合には、登記手数料令第二条第四項の規定にかかわらず、その交付についての手数料を納めることを要しない。ただし、被災代替建物及びその敷地である土地の土地所在図等の全部又は一部の写しの交付の請求については、当該期間内において、かつ、被災者等が被災代替建物の表題部所有者又は所有権の登記名義人となった日から一年以内に請求する場合に限る。

（東日本大震災の被災者等が被災船舶に係る登記事項証明書を取得する場合の手数料の免除）

第二条　次に掲げる者（以下この条において「被災者等」という。）が東日本大震災により被害を受けた船舶又は当該船舶に代わるものとして建造若しくは取得をした船舶（以下この条において「被災代替船舶」という。）の登記事項証明書につき、この政令の施行の日の翌日から平成三十三年三月三十一日までの間に、法務省令で定めるところにより交付の請求（登記手数料令第三条第一項の請求を除く。以下この条において同じ。）をする場合には、登記手数料令第二条第一項の規定にかかわらず、その交付についての手数料を納めることを要しない。ただし、被災代替船舶の登記事項証明書の交付の請求については、当該期間内において、かつ、被災者等が被災代替船舶の所有権の登記名義人となった日から一年以内に請求する場合に限る。

一　東日本大震災によりその所有する船舶又は賃借権を有する船舶に被害を受けたことにつき、当該船舶の船舶原簿に記録されている事項を証明した書面で当該船舶の登録が抹消された事実を証するものその他の法務省令で定める書面（第三号において「被災証明書面」という。）の交付を受けた者

二　前号の交付を受けた後に死亡した者の相続人

三　第一号の交付を受ける前に死亡した者の相続人であって、東日本大震災により当該死亡した者の所有する船舶又は賃借権を有する船舶に被害を受けたことにつき被災証明書面の交付を受けたもの

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

法務大臣　江田　五月
内閣総理大臣　菅　**直**人

省　令

○法務省令第十六号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百十九条第三項（同法第百二十条第三項及び第百二十一条第三項並びに船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第三十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定及び東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する政令（平成二十三年政令第百四十号）の規定に基づき、東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する省令を次のとおり定める。

平成二十三年五月十三日

法務大臣　江田　五月

東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する省令

（東日本大震災の被災建物に係る登記事項証明書等を取得する場合の手数料の免除）

第一条　東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する政令（以下「令」という。）第一条の規定の適用を受けようとする者は、令第一条第一項第一号又は第三号の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明に係る書面で東日本大震災によりその所有する建物又は賃借権を有する建物に被害を受けた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該建物の所在地の記載があるものを提示しなければならない。

2　相続人が令第一条の規定の適用を受けようとする場合には、当該相続人の戸籍の謄本その他の適用を受けようとする者が当該相続人に該当することを証する書面を提示しなければならない。

（東日本大震災の被災者等が被災船舶に係る登記事項証明書を取得する場合の手数料の免除）

第二条　令第二条の規定の適用を受けようとする者は、令第二条第一号又は第三号の被災証明書面で東日本大震災によりその所有する船舶又は賃借権を有する船舶に被害を受けた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該船舶の船籍港（漁船の場合にあっては、船籍港又は主たる根拠地）の記載があるものを提示しなければならない。

2　相続人が令第二条の規定の適用を受けようとする場合には、当該相続人の戸籍の謄本その他の適用を受けようとする者が当該相続人に該当することを証する書面を提示しなければならない。

3　令第二条第一号に規定する法務省令で定める書面は、次に掲げる書面のうちいずれかの書面とする。

一　船舶原簿に記録されている事項を証明した書面で当該船舶の登録が抹消された事実を証するもの

二　漁船原簿の謄本で当該漁船の登録が抹消された事実を証するもの

三　船員法（昭和二十二年法律第百号）第十九条の規定による報告（同条第一号に係るものに限る。）に関する書類の写しで船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第十五条の規定による地方運輸局長の証明があるもの

四　当該船舶につき被害を受けたことを証する市町村の長が発行する書面

附　則

この省令は、令の施行の日から施行する。

○農林水産省令第三十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和三十一年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表の一の項補助金等の名称の欄を次のように改める。

食の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金
家畜伝染病予防費負担金
食の安全・消費者の信頼確保対策推進交付金（実験実用化に係るものを除く。）
食の安全・消費者の信頼確保対策整備交付金
植物防疫事業交付金
独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費補助金
国産農畜産物・食農連携強化対策事業費補助金（実験実用化に係るものを除く。）
国産農畜産物・食農連携強化対策整備費補助金
協同農業普及事業交付金
牛肉等関税財源国産畜産物・食農連携強化対策費補助金
牛肉等関税財源飼料対策費補助金
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費補助金
独立行政法人家畜改良センター施設整備費補助金